

◎新潟県企業局訓令第2号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式（平成8年新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月3日

新潟県企業管理者 早 福 弘

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第70号様式（第147条関係） 予定価格書 （略） <u>注 1 この様式は、工事の場合に使用すること。</u> <u>2 この様式により難い場合は、適宜調製すること。</u></p>	<p>第70号様式（第147条関係） 予定価格書 （略） 注 <u>この様式は、工事の場合に使用すること。</u></p>
<p>第77号様式（第172条関係） 工事請負契約書 1～4 （略） 5 請負代金の額 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 6～10 （略） （略）</p>	<p>第77号様式（第172条関係） 工事請負契約書 1～4 （略） 5 請負代金の額 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 <u>「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金の額に105分の5を乗じて得た額である。</u> 6～10 （略） （略）</p>
<p>第78号様式（第172条関係） 工事変更契約書 （略） 1 請負代金の額を 円 増額する。 減額する。 増減しない。 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 2～4 （略） （略）</p>	<p>第78号様式（第172条関係） 工事変更契約書 （略） 1 請負代金の額を 円 増額する。 減額する。 増減しない。 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 <u>「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金の額に105分の5を乗じて得た額である。</u> 2～4 （略） （略）</p>
<p>第79号様式（第173条関係） 工事請負請書</p>	<p>第79号様式（第173条関係） 工事請負請書</p>

1～3 (略)

4 請負代金の額¥

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥

5 (略)

(略)

1～3 (略)

4 請負代金の額¥

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」
は、消費税法第28条第1項及び第29条並び
に地方税法第72条の77第2号及び第72条の
83の規定により算出したもので、請負代金
の額に105分の5を乗じて得た額である。

5 (略)

(略)